

かいてき 便い

平成 17 年 3 月 1 日発行 第8号

INDEX

- 最近の動向**
 - 「介護保険関係主管課長会議の開催」
 - 「介護予防読本が完成しました！」
- 報酬算定・運営基準のQ & A**
 - 「一人の利用者に対して複数の事業者の訪問介護員が交代でサービス提供した場合、どのように報酬算定するの？」
- 制度改正**
 - 「事業者規制の見直しについて」
- お知らせ**
 - 「訪問介護労働者の法定労働条件の確保のために」
 - 「過誤処理方法の一部変更について」

厚生労働省にて介護保険関係主管課長会議を開催 最近の動向

さる 2 月 18 日、厚生労働省講堂にて、全国高齢者保健福祉・介護保険主管課長会議が開催されました。

中村厚生労働省老健局長による開会の挨拶に引き続き、各主管課から 18 年 4 月に施行される制度改正に関する説明が行われました。

今回の改正は、要介護状態の悪化防止を目的とした予防重視型システムへの転換、在宅と施設の給付の格差をなくすための施設給付の見直し、地域に密着したサービスの確立等を大きな柱としています。

また、萩原介護保険指導室長補佐から、昨年 11 月の課長会議で示された「介護

給付適正化推進運動」の継続実施について説明がありました。その中で、今後「都道府県・各保険者においては、介護給付の適正化に積極的に取り組んでいる保険者の効果的な事業実施事例などを参考にしながら、地域の特性を踏まえ、目標を設定し、創意工夫を行って、本運動を実施していただきたい。」旨の強い要請がありました。



開会の挨拶（中村局長）の様子

「中高年からの介護予防読本」が完成しました！！ 最近の動向

東京都介護保険課では、都内 36 区市町村と共同して『中高年からの介護予防読本』を作成し、2 月 25 日に発行しました。これは、中高年から高齢者層の方々を対象に、いきいきと元気で前向きな高齢期を過ごしてもらうため、生活習慣病や老化現象の原因、また、その予防法などについてまとめられています。都内の高齢者層、約 30 万人に無料配布するほか、都庁第一庁舎 3 階都民情報ルームにて、一般の方向けに 1 部 200 円で販売も行います。

本誌の特徴

中年期にも潜む寝たきりへの危険因子・・・

概ね 65 歳くらいまでの中年期の方を対象に、脳血管疾患や骨粗鬆症などの病気(生活習慣病)の危険性を解説し、その予防法を紹介

高齢期の心身の衰えに立ち向かう・・・

概ね 65 歳以上の方を対象に、転倒・骨折、尿失禁、低栄養など、老化現象(老年症候群)の原因を解説し、その予防法を紹介

積極的な暮らし方のすすめ・・・

高齢期を迎え、ともすると閉じこもりがちになってしまう生活に対して、地域活動や就労、生涯学習など、前向きな暮らし方を紹介

Q:一人の利用者に対して複数の事業者の訪問介護員が交代でサービス提供した場合、報酬はどのように算定するの？

報酬算定・運営基準のQ&A

A:一人の利用者に対して複数の事業者の訪問介護員が交代してサービスを行った場合は、サービス途中の訪問介護員の交代の有無に関わらず、1回の訪問介護として算定します。この場合、報酬の分配は事業所相互の合議に委ねられます。



事業者規制の見直しについて **制度改正**

平成18年4月の制度改正では、利用者の適切な選択と競争の下で良質なサービスが提供されるよう、以下のような事業者規制の見直し等が検討されています。

【事業者規制の見直し】

指定の欠格事由に、申請者又は法人役員(施設長含む)が以下のような事項に該当する場合は追加する(更新時も同様)。

指定の取消から5年を経過しない者であるとき禁固以上の刑を受けて、その執行を終わるまでの者であるとき。

禁固以上の刑を受けて、その執行を終わるまでの者であるとき。

介護保険法その他保健医療福祉に関する法律により罰金刑を受けて、その執行を終わるまでの者であるとき。

5年以内に介護保険サービスに関し不正又は著しく不適当な行為をした者であるとき。

事業者の指定の更新制(6年ごと)を設ける。

都道府県(地域密着型サービスについては市町村)に、事業者に対する 業務改善勧告、業務改善命令、指定の停止命令、当該処分の公表、の権限を追加する。介護サービス事業者の責務について、利用者的人格を尊重して対応すべき「忠実義務」を規定し、虐待等これに違反したケースについては、指定の取消を可能とする。

『訪問介護労働者の法定労働条件の確保のために』

お知らせ

厚生労働省労働基準局は、訪問介護労働者が訪問介護の業務に従事する上で、特に重要と思われる労働基準法等の法令の適用について理解を得るため、平成16年8月17日付で通達を出すとともに、この通達をわかりやすく解説したパンフレットを作成しました。

このパンフレットは、東京労働局監督課、もしくは労働基準監督署(若干部数)で配布していますので、これを利用し、適正な労働条件の確保に努めるようお願いいたします。

過誤処理方法の一部変更について

お知らせ

平成17年5月から、給付実績確定後に東京都国保連合会において請求不備の介護報酬明細が判明した場合、関連事業所へ確認後、保険者同意のうえ都国保連にて一括過誤処理を行います。一括過誤処理対象の給付実績については、事業所から過誤申立を行う必要がなくなります。

詳しくは、平成17年4月中旬頃に郵送されます事務連絡文書をご覧ください。

【問い合わせ先】

東京都国保連合会介護事務審査課

03(5326)0973